

医 第 1 4 8 0 号
令和8年10月2日

医療機関機能・病床機能報告、外来機能報告制度対象医療機関
管理者 様

千葉県健康福祉部医療整備課長
(公印省略)

令和8年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施について

日頃、本県の保健医療行政の推進に御理解、御協力をいただきありがとうございます。
さて、医療機関機能・病床・外来機能報告については、医療法（昭和23年法律第205号。）に基づき実施されるところですが、このたび、別添のとおり令和8年9月18日付け医政地発0918第1号により、令和8年度医療機関機能・病床機能報告及び外来機能報告の実施等について通知されました。

つきましては、既に厚生労働省から送付されたマニュアルのほか、下記に御留意いただき、期限内に報告を完了いただくようお願いします。

記

1 報告期間

報告様式1：令和8年10月19日～12月11日

報告様式2：令和8年11月2日（予定）～12月11日

※別添令和8年10月1日付け事務連絡のとおり、報告期間の変更がありました。

2 報告方法

原則として医療機関等情報支援システム（通称：G-MIS）によることとし、紙媒体による報告については、やむを得ない事情がある場合に限ることとしています。

3 問い合わせ窓口

厚生労働省「令和8年度医療機関機能・病床・外来機能報告」事務局
(委託先)

報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所

・TEL：0120-142-305 [平日9:00～17:00 受付]

・FAX：03-5615-9278 [24 時間受付]

・医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォーム (G-MIS サイトの連絡フォーム) [24 時間受付]

G-MIS に関するお問い合わせ：厚生労働省 G-MIS 事務局

・医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォーム (G-MIS サイトの連絡フォーム) [24 時間受付]

4 留意点

(1) 医療機関機能・病床・外来機能報告共通

- 医療機関機能・病床・外来機能報告は、都道府県への報告が医療法で義務付けられています。「確認・記入要領」を御覧いただき、必ず期限内に御報告ください。
- 報告様式は様式1と様式2があります。どちらもお忘れなく御報告ください。
- 報告いただいた内容は地域医療構想調整会議において結果の報告や協議を行うほか、県ホームページで公表を予定していることから、内容に誤りがないよう御報告ください。（例年、入力誤りがある医療機関が見受けられます。）
- 地域における医療機関の役割を可視化し、医療機能の分化と連携を進めていくための基礎資料となる重要な調査です。必ず、御報告くださるようお願いいたします。

(2) 医療機関機能報告について

- 医療機関機能報告は、今後の人口動態に応じた地域ごとの入院医療や在宅医療の確保等の諸課題に対応するため、医療機関機能の確保の協議を通じて将来の医療提供体制の確保の取組を推進する必要があることから、今年度より新設された報告です。
- 医療機関機能報告では、各医療機関が現に担っている医療機関機能、2040年において担う医療機関機能、及びその他医療機関機能の確保等の協議のために必要な診療実績等を都道府県に報告します。なお、2040年において担う医療機関機能については、遅くとも2028年度までに地域の協議において決定し報告した上で、当該報告以降については、決定された医療機関機能を報告いただくこととされています。
- 医療機関機能の選択にあたっては、別紙1「医療機関機能について」を参考にしてください。また、複数の医療機関機能を選択する場合は表1を参考にしてください。

表1

	高齢者救急・ 地域急性期機能	急性期拠点機能	在宅医療等連携機能
高齢者救急・ 地域急性期機能		X	○
急性期拠点機能	X		○
専門等機能	※専門等機能は上記に当てはまらない機能として報告		

- 高齢者救急・地域急性期機能と急性期拠点機能については、医療資源を多く要する医療や高齢者救急の役割分担を明確化するためのものであり、両機能をあわせて報告することはできません。
- 在宅医療等連携機能については、地域の医療資源や医療需要等の実情を踏まえ、高齢者救急・地域急性期機能や急性期拠点機能を担う医療機関が、在宅医療や在宅医療の後方支援についても担う場合にあわせて報告することは差し支えありません。ただし、在宅療養中の患者の緊急入院を受け入れることのみをもって、在宅医療等連携機能を報告することは想定されません。
- 有床診療所においては、基本的に専門等機能を選択するが、地域において在宅

医療の積極的な提供や高齢者救急の受入を担っている場合等については、有床診療所における在宅医療等連携機能や高齢者救急・地域急性期機能として医療機関機能を報告することとされています。

(3) 病床機能報告について

- ・ 病床機能報告では、現状の病床機能と 2040 年時点の病床機能について、病棟単位で自主的に選択し、都道府県に報告いただきます。
- ・ 病床の機能区分については、2040 年に向けて増加する高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能を併せ持つ機能が重要となること等を踏まえ、これまでの 4 区分（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）のうち、従来の「回復期機能」については、「高齢者等の急性期患者について、治療と入院早期からのリハビリテーション等を行い、早期の在宅復帰を目的とした治し支える医療を提供する機能」及び従来の「回復期機能」を併せて、「包括期機能」となりました。
特に、これまで急性期機能として報告を行ってきた病棟については、「回復期機能」から「包括期機能」への上記見直しの趣旨を踏まえ、病床機能を適切に選択してください。

- ※ 地域医療構想調整会議で共有した医療圏ごとの具体的対応方針の一覧表（2025 年以降に担う役割・2025 年以降の機能別病床数）については、千葉県ホームページに掲載していますので、参考にしてください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryoukousou.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 保健医療政策 > 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議

(4) 外来機能報告について

- ・ 紹介受診重点医療機関に係る協議においては、紹介受診重点医療機関となる意向のほか、紹介受診重点外来の割合などを用います。協議を円滑に進めるため、正しい数値を御報告ください。
- ・ 紹介受診重点医療機関は、外来機能報告の都度、取りまとめ等を行います。現在、紹介受診重点医療機関となっている医療機関について、引き続き紹介受診重点医療機関となる意向がある場合は、今回の外来機能報告でも意向を示すよう、御留意ください。

【担当】

千葉県健康福祉部医療整備課

地域医療構想推進室 吉江（外来機能報告）

TEL：043-223-2608（医療機関機能・病床）

043-223-2457（外来）

FAX：043-221-7379

Mail：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

医療機関機能について

医療機関機能の考え方

- 医療機関機能に着目して、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化が推進されるよう、医療機関（病床機能報告の対象医療機関）から都道府県に、地域で求められる役割を担う「医療機関機能」を報告。地域の医療提供体制の確保に向けて地域で協議を行うとともに、国民・患者に共有。
- 二次医療圏等を基礎とした地域ごとに求められる医療提供機能、より広域な観点から医療提供体制の維持のために必要な機能を設定。
 - ・ 2040年頃を見据えて、人口規模が20万人未満の構想区域等、医療需要の変化や医療従事者の確保、医療機関の維持等の観点から医療提供体制上の課題がある場合には、必要に応じて構想区域を拡大。
 - ・ 従来の構想区域だけでなく、広域な観点に関するより狭い区域を設定。新たな地域医療構想の策定・推進に向けて、地域に必要な医療提供体制の確保のため美効性のある議論に資するよう、区域ごとに議論すべき内容や議題に応じた主な参加者等についてガイドラインで明確化。

主な具体的な内容（イメージ）

地域ごとの医療機関機能

- 高齢者救急・地域急性
 - ・ 高齢者をはじめとした救急搬送を受け入れるとともに、必要に応じて専門病院や施設等と協力・連携しながら入院早期からのリハビリ・退院調整等を行い、早期の退院につなげ、退院後のリハビリ等の提供を確保する。

※ 地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定

- 在宅医療等連携機能
 - ・ 地域での在宅医療の実施、他の医療機関や介護施設、訪問看護、訪問介護等と連携した24時間の対応や入院対応を行う。

※ 地域の実情に応じた幅をもった報告のあり方を設定

- 急性期拠点機能
 - ・ 地域での持続可能な医療従事者の働き方や医療の質の確保に資するよう、手術や救急医療等の医療資源を多く要する症例を集約化した医療提供を行う。

※ 報告に当たっては、地域シエア等の地域の実情も踏まえ、一定の水準を満たす役割を設定。また、アクセスや構想区域の規模も踏まえ、構想区域ごとにどの程度の病院数を確保するか設定。

- 専門等機能
 - ・ 上記の機能にあてはまらない、集中的なリハビリテーション、高齢者等の中長期にわたる入院医療機能、有床診療所の担う地域に根ざした診療機能、一部の診療科に特化した地域ニーズに応じた診療を行う。

※ 高齢者医療においては、あらゆる段階において、マルチモビリティ（多疾病併存状態）患者へのリハビリを含む、治し支える医療の観点が重要

広域な観点の医療機関機能

- 医育及び広域診療機能
 - ・ 大学病院本院が担う、広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育をはじめとした医療従事者の育成、広域な観点が求められる診療を総合的に担い、また、これらの機能が地域全体で確保されるよう都道府県と必要な連携を行う。

- ・ このほか、急性期拠点機能を担う医療機関等が行う、広域な観点での診療、人材の育成、医師の派遣等の役割についても、報告を求め、地域全体での機能の確保に向けた議論を行う。